

## 第4次西宮市総合計画の中間見直しに係る学識経験者懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 第4次西宮市総合計画の中間年度における見直しを行うにあたり、各専門分野の学識経験者から意見を求めるため、第4次西宮市総合計画の中間見直しに係る学識経験者懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 中間見直しに係る市の策定方針への意見・助言
- (2) 専門知識に基づく各施策の動向や見直しについての所見

### (構成)

第3条 懇談会は、8名以内の委員で構成する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成25年12月末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第5条 懇談会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会の会議は、必要に応じ招集し、開くことができる。

### (市長への報告)

第7条 懇談会は、協議、調整の状況を必要に応じて市長に報告し、指示を受けるものとする。

### (事務局)

第8条 懇談会の事務局は、政策局政策総括室政策推進課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定めることとする。

2 懇談会は、原則公開とするが、座長の判断等により議事内容を非公開にすることを可能とする。

附 則

1 この要綱は、平成24年11月1日から実施する。